

変動期の国際法と人間

—「開発の国際法」から「国際生命倫理法」へ—

法学研究科教授 位 田 隆 一

はじめに—講演の主題について

「変動期の国際法」＝田畑茂二郎教授

先達：京大国際法研究者、Chaumont、Dupuy、Virally、Bardonnet 他、多数

意図＝これまでの研究の全体を鳥瞰することにより、国際法の今後の課題を提示する

(1) 国際法研究の基本的視座＝国際社会の変動に対応して国際法がどのように変動するか

(2) 中軸となる価値観＝国際法の最終目標は人々の幸福

G.セル、Ch.ショーモンの系譜＝国際法の究極の主体は「人」

問題意識：国際法の変動がいかに現れ、いかに人間の幸福と福祉の追求に貢献するか

1. 国際法の変動

伝統的国際法＝共通の文化、価値観に基づく社会における国際法

変動要因＊3つの異質性

1) 社会主義国家の登場＝イデオロギー的異質性

2) 発展途上国の登場＝社会経済発展度における異質性

3) 科学技術の発展を基礎とする人間活動の拡大＝科学技術の異質性

2. 経済社会発展格差と国際法の変動の変容

[舞台設定 Setting the Scene]

戦前＝同質的な主権国家間の自由主義的経済関係

戦後＝植民地独立の後に登場する経済的自立の問題＝新しい国際社会の状況

＝開発の国際法：特に 1960 年代以降の問題

[検討要素]

克服できない発展格差 ⇔ 差はあっても無視できる程度 negligible

国際法的前提＝抽象的国家：「大小強弱を問わず主権国家は平等」

抽象的国家から状況的国家へ (de l'Etat abstrait à l'Etat situé) (R.-J. Dupuy)

→発展途上国の地位を考慮に入れた国際法規範＝「開発の国際法」

[開発の国際法の特質]：既存の法とどこが違うのか

1) 性格

(1) 目的指向型の法(droit de finalité)＝「社会の設定する開発計画を達成する」

(2) 国際法と国内法を含む複合体

(3) 異議申し立ての法(droit de contestation)

2) 基本原則

(1) 経済的主権の確立＝主権概念の深化

(2) 国際共同体の連帯原則

(3) 実質的平等 ⇔ 形式的平等

[開発の国際法過渡的性格]

- (1) 発展格差が解消されれば、元の抽象的国家を前提とする国際法に戻る
- (2) 格差解消までの道程
 - 「卒業」と「後発」
 - 途上国を一律に扱うのではなく、後発的途上国に特に配慮した取り扱い

3. 国際法規範形成

変動する国際法に対応した規範形成プロセスは何か

法のレベル、規範力、拘束性と実効性

ソフトローとは何か？

拘束力はないが、実効的に遵守されている状態

- ①形成途上の法(*ius in statu nascendi*)：近い将来は法になるべくして動いている規範
- ②ベクトルとして動いてはいないが、単なる事実を超えて規範として機能するもの
- ③法的形式を取りつつ、非拘束的内容の規範

重要なのは拘束力ではなく、規範としての実効性＝倫理と同じ本質

合法性と正当性の対峙 **legal but illegitimate** ⇔ **illegal but legitimate**

実効性が重要であれば、実効的な規範の適用はどのようになされるか

国際投資紛争解決における裁判判決・仲裁裁定の役割

判決・裁定を基点にしてさらに実効的紛争解決へ⇒法の限界？

4. 国際生命倫理法の構築＝科学技術の性格に対応した普遍的規範の形成

[舞台設定 *Seeting the Scene*]

第二次大戦後のライフサイエンスの発展＝分子生物学 **molecular biology**

人間の身体やその一部を用いて研究・応用⇒人間の生命・健康・生活に大きな恩恵と貢献

その一方で、さまざまな倫理的法的社会的問題 (**ELSI**)

人々の幸福が生命科学・医学の名において損なわれることのないよう規律する必要

＝「生命倫理」：生命科学・医学が社会の中で適切に発展していくための社会規範

[検討要素]

(1) なぜ「国際」生命倫理法か

科学・科学者・成果は国境を越える

国際機構による生命倫理への関与

人権との関連＝人間の尊厳と人権が生命倫理の中軸

(2) 法と倫理の関係再考＝法学<規範学

法も倫理も社会規範＝拘束性の有無の違いのみ

社会規範としての生命倫理＝法学よりも規範学的観点の重要性増大

∴法と非法（倫理・道徳）の峻別から、社会規範としての包括的な規範学へ

なぜ国際法で生命倫理か

国際法と国際倫理の交錯

近年国際社会における倫理が俎上に上がることが少なくない＝社会秩序の枠組み

国際社会の変動と国際法の揺らぎ⇒国際法の形成が事実を追いつかない状況

実定法未満の規範により国際社会の安定を図る

* 倫理と法の関係

- a) 法の前提的価値機能：「法は倫理に適う」
- b) 法の補完機能：「法は明らかならず」
- c) 法の修正機能：「悪法を正す」

1. 法に対する倫理の優位：Jus cogens における倫理と法

重要な状況①国際社会の基本的価値の重要性の強化

②国際社会で基本的価値が損なわれることによる社会崩壊のリスク

2. 倫理の法化における拘束力と実効性：Soft law の形成

(1) 法はまだないが、国家の意思が法規範を策定する程度には到達していない

(2) 法の修正：合法性と正当性の対峙

3. 倫理による法規範の修正：開発の国際法と国家平等

ここでの倫理＝国家平等 → これが変化する

→ 従来国際社会の状況に立脚していた既存の法が修正を迫られる

4. 新しい倫理の法化過程：「人類」および「地球」概念の登場と倫理

科学技術の発展と人間活動の拡大（国際社会の変動の一つ）⇒規律範囲の拡大

→新しい「場」に新しい規範←国際（地球）共同体意識の高揚

5. 実定法による倫理の実現：人権・人道法の適用

倫理に基づく解釈により目的（保護）を実現

しかし、倫理は共通の価値観を持つ共同体社会を基礎にして形成される

国際共同体の共通価値とは何か⇒文化的多様性の斟酌

法としての成立の困難⇒「倫理」やソフトローに留まる範囲が大きい

[国際生命倫理法の特質]

(1) 生命倫理はどのように形成されるか

生命倫理は**社会の中で醸成**される

開かれた議論を通じた**合意形成のプロセス**が重要

(2) 国際生命倫理規範の形態（法源）の多様性

1) 形式的多様性

国際レベル：条約 — 宣言 — 専門家集団の規律

国内レベル：法律 — 指針 — 専門家集団の規律 — (個人の倫理観)

2) 実質的多様性

(a) 原則規範

(b) 人権規範

(c) 個別の生命倫理関連規範

(d) 関連規範

(3) 基軸概念としての人間の尊厳

人間の尊厳＝人権の基礎：人間らしく、人間にふさわしく、生きること

(a) 人間と動物とは違う、(b) わたしは他の人と同じ ⇒ 平等（人権）

国連憲章前文「基本的人権と人間の尊厳および価値と…に関する信念を確認」

国際人権諸文書

世界人権宣言（1948）前文「尊厳」は「自由、正義及び平和の基礎」

国際人権規約自由権規約（1966）前文、本文第 10 条

（4）国際生命倫理法における人間の尊厳

（a）生命科学の進歩→人の生命や存在そのものを再定義する必要が生じる

「生と死」、「正常と異常」、「正と不正」等の区別があいまい化

「生命操作」、「人体の商品化」、「人間の道具化・手段化」

（b）人間の尊厳の始期

受精卵（胚）、人工妊娠中絶と「優生思想」

（c）人クローン個体（クローン人間）の作成禁止

禁止理由＝人間の尊厳の侵害

（d）ヒトゲノム研究における人間の尊厳

ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」A 節「人の尊厳とゲノム」

（e）人間の尊厳の終期＝人の死

死に際しての尊厳：人間らしく死ぬことの意味

（5）人権の保護と国際生命倫理

ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」2005

3 条： 人の尊厳と人権	1 1 条： 差別・決めつけの禁止
4 条： 利益と損害	1 2 条： 文化多様性・多元性の尊重
5 条： 自律と個人の責任	1 3 条： 連帯と協力
6 条： 同意	1 4 条： 社会的責任と保健
7 条： 同意能力のない者の取り扱い	1 5 条： 利益分配
8 条： 人の脆弱性と一体性の尊重（弱者保護）	1 6 条： 将来世代の保護
9 条： プライバシーと機密保持	1 7 条： 環境・生命圏・生物多様性 の保護
1 0 条： 平等・公正・衡平	
1 1 条： 差別・決めつけの禁止	

結びにかえて：国際生命倫理法の展開へ

（1）基本的国際生命倫理文書の整備

international から universal へ（ユネスコ「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」）

共通原則の堅固化＝ソフト性の凌駕

（2）国際生命倫理ガバナンスの柱としての国際生命倫理法

ガバナンス＝法規範のみによる規律から包括的規律へ

（a）履行メカニズム⇒国際機構の関与

生命倫理の特殊性←個人資格の専門家委員会と政府代表委員会の並立

ユネスコ国際生命倫理委員会の場合

（b）国際規範の形成

専門性・中立性・透明性

諸ステークホルダーの関与＝国家間性格と普遍的性格の対峙と止揚

（c）普及

国際生命倫理規範の共通理解と普及の重要性